別記第二十五号様式備考2中「備考10」を「備考11」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正）

第二条　最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理府令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記（投票録様式）その一備考10を同様式備考11とし、同様式備考9の次に次のように加える。

10　公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記（投票録様式）その二備考6中「備考10」を「備考11」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

その二

平成何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1　共通投票所開設場所							
2　共通投票所の変更	年月日		場所		事由	告示年月日	
3　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)　衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となつた者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分　事由何々	
(2)　投票管理者の選任した者			（参会時刻）				
			（参会時刻）				
4　共通投票所開閉時刻	午前　何時開始			午後　何時閉鎖			
5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名				
6　投票の状況	投票者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)　投票用紙再交付者	（氏名）		（再交付の事由）				
(2)　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）						
(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）						
(4)　点字により投票をした者	人						
(5)　代理投票	審査人		補助者				
	（氏名）		（氏名）		（氏名）		
	代理投票者数　人						
(6)　投票拒否の決定をした者			審査人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無	
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否						
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
7　共通投票所事務従事者	総数　何人　内		1　市区町村選挙管理委員会書記			何人	
			2　市区町村の職員			何人	
			3　その他の者			何人	

平成何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏名

投票立会人　氏名

備　考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
4　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
5　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
6　公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。